

雇 用 こうち 2014

労働市場月報(9月分)

平成26年11月号 No. 556



高知市内の風景（五台山から撮影）

〈今月の記事〉

- | | |
|----------------------------------|---|
| ・ 9月雇用動向 1～9 | ・ 労災保険の「特別加入」の加入・脱退などの
手続き期間が広がりました！ ... 13～14 |
| ・ 「障害者雇用合同面接会」を開催 10 | ・ 改正パートタイム労働法 Q & A 15 |
| ・ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です！ 10 | ・ 「改正 パートタイム労働法」
「改正 次世代育成支援対策推進法」説明会 16 |
| ・ 「高知県の最低賃金」改定のお知らせ 12 | |

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

最近の雇用失業情勢（平成26年9月）

【ポイント】

- 雇用失業情勢は改善している
- 有効求人倍率は0.85倍で、前月と同水準
- 新規求人数は前年同月比で3か月ぶりに増加
- 新規求職者数は前年同月比で20か月連続減少

1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は0.85倍で、前月の0.85倍と同水準、前年同月の0.75倍から0.10ポイントの上昇となった。
- 正社員有効求人倍率（原数値、パートを除く）は0.46倍で、前月を0.02ポイント、前年同月を0.09ポイント上回った。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所0.92倍、須崎所0.94倍、四万十所0.72倍、安芸所0.79倍、いの所0.52倍となった。

2 求人動き

- 新規求人数は、前年同月比6.4%（307人）増の5,122人となり、3か月ぶりに前年同月を上回った。
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では農、林、漁業（10.9%増）、製造業（0.8%増）、宿泊業、飲食サービス業（13.4%増）、生活関連サービス業、娯楽業（63.3%増）、医療、福祉（12.6%増）、サービス業（43.0%増）、公務、その他（5.0%増）などで増加となり、建設業（5.5%減）、運輸業、郵便業（20.4%減）、卸売業、小売業（1.3%減）で減少した。
- パート新規求人をみると、前年同月比0.6%（12人）減の2,035人で、新規求人全体の39.7%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比0.3%（36人）増の12,673人となり、60か月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数（パートを除く）は4,896人で前年同月比6.3%（289人）増となり、前月比でも5.4%（249人）増となった。有効求人全数に占める割合は38.6%で前月から0.5ポイント上昇した。

3 求職の動き

- 新規求職者数は、前年同月比3.8%（154人）減の3,874人となり、20か月連続で前年同月を下回った。
このうち、パート求職者は、前年同月比4.4%（47人）減の1,013人で、新規求職者全体の26.1%を占めている。
パートを含む新規常用求職者数3,779人について態様別に前年同月比で見ると、在職中の者は2.3%増の915人、離職者は7.1%減の2,294人、無業者は0.7%減の570人となった。離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比14.8%減の706人、自己都合離職者は前年同月比3.4%減の1,486人となった。
- 有効求職者数は、前年同月比11.8%（1,992人）減の14,927人となり、19か月連続で前年同月を下回った。
- 正社員有効求職者数は、前年同月比13.0%（1,599人）減の10,722人となり、前月比では0.6%（69人）増となった。有効求職全数に占める割合は71.8%で前月から0.6ポイント上昇した。

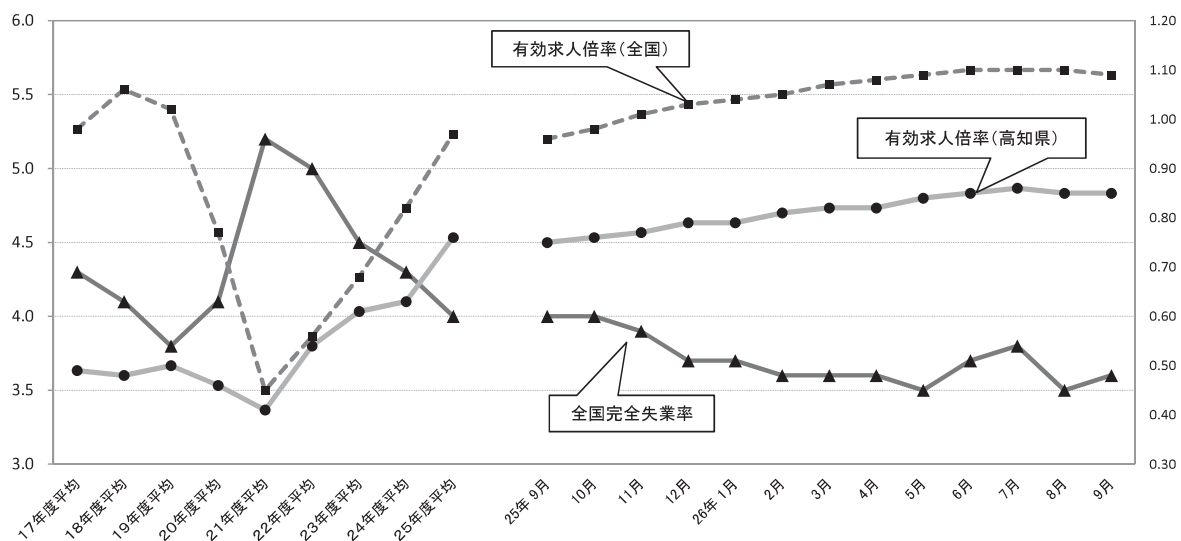
4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比3.4%（46件）減の1,290件となり、6か月連続で前年同月を下回った。就職率は33.3%となり、前年同月を0.1ポイント上回った。
就職件数のうちパートは、前年同月比6.6%（27件）減の383件で、就職件数全体の29.7%を占めており、正社員は、前年同月比4.6%（22件）増の504件で、就職件数全体の39.1%を占めている。

有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)

完全失業率(%)

有効求人倍率(倍)



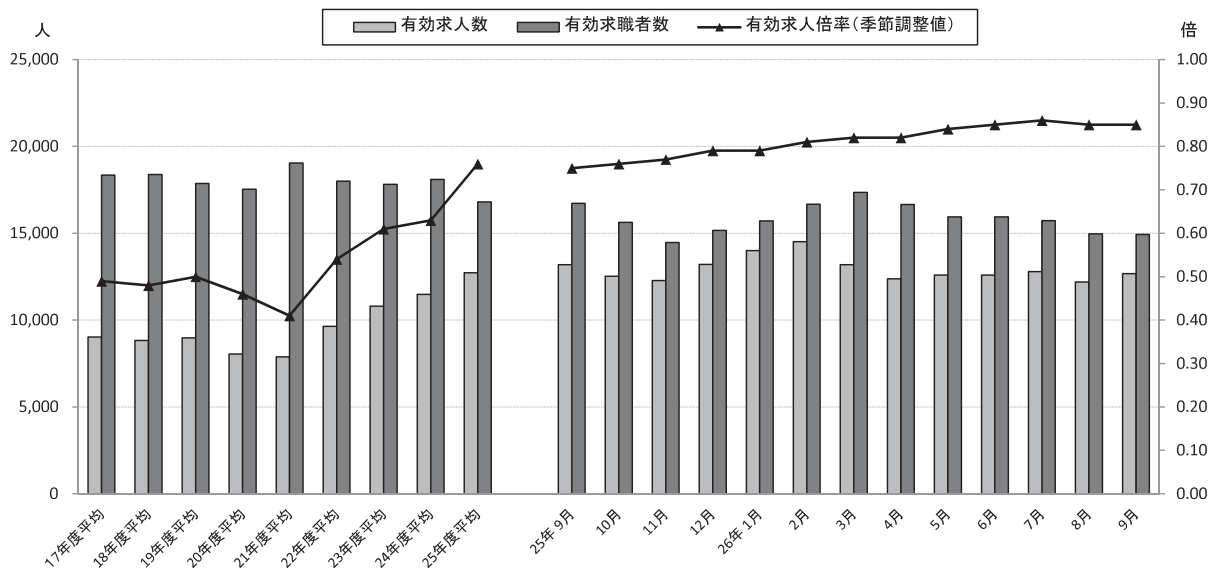
	17年度平均	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	25年9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
有効求人倍率(高知県)	0.49	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.63	0.76	0.75	0.76	0.77	0.79	0.79	0.81	0.82	0.82	0.84	0.85	0.86	0.85	0.85
有効求人倍率(全国)	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	0.96	0.98	1.01	1.03	1.04	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.09
全国完全失業率	4.3	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0	4.5	4.3	4.0	4.0	4.0	3.9	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.5	3.7	3.8	3.5	3.6

※ 有効求人倍率の季節調整法はセンサ局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成25年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ 完全失業率(平成25年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。)

※ 年度平均は実数値

有効求人数・有効求職者数の推移(実数値)



	17年度平均	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	25年9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
有効求人数	9,033	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	11,484	12,729	13,190	12,525	12,273	13,200	14,005	14,520	13,195	12,377	12,598	12,598	12,790	12,188	12,673
有効求職者数	18,340	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	18,092	16,804	16,716	15,624	14,467	15,158	15,703	16,674	17,351	16,654	15,938	15,938	15,731	14,967	14,927

※ 季節調整法はセンサ局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、有効求人倍率の平成25年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

職 業 紹 介 状 況 (学卒を除きパートタイムを含む)

項目 年度・月		A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数		E 就 職 件 数					就職率 (%)	求 人 倍 率 (実数)		求 人 倍 率 (季節調整値)	
		常 用	45歳以上		常 用	45歳以上		常 用		常 用		常 用	県 外	45歳以上	(保) 受 給 者	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新 規	有 効	
平成23年度		52,831	51,793	18,797	213,781	211,291	87,788	53,721	47,035	129,533	116,803	17,308	14,312	1,180	5,285	3,682	32.8	1.02	0.61	—	—
24		52,027	50,868	19,015	217,098	214,663	90,623	55,467	48,724	137,813	124,694	17,512	14,486	1,163	5,443	3,912	33.7	1.07	0.63	—	—
25		48,672	47,637	18,088	201,647	199,406	85,465	60,469	52,777	152,748	136,826	17,180	14,345	1,115	5,471	3,825	35.3	1.24	0.76	—	—
平成25年	9月	4,028	3,936	1,480	16,919	16,650	7,270	4,815	3,952	12,637	11,170	1,336	1,166	127	402	287	33.2	1.20	0.75	1.20	0.75
	10	3,888	3,843	1,445	16,716	16,567	7,156	5,455	4,624	13,190	11,463	1,487	1,212	95	479	385	38.2	1.40	0.79	1.23	0.76
	11	3,203	3,141	1,166	15,624	15,509	6,652	4,707	4,015	12,525	10,913	1,155	954	66	397	244	36.1	1.47	0.80	1.22	0.77
	12	2,769	2,686	985	14,467	14,316	6,159	4,220	3,405	12,273	10,613	1,211	905	83	373	308	43.7	1.52	0.85	1.28	0.79
平成26年	1月	4,477	4,377	1,573	15,158	14,963	6,351	6,137	5,310	13,200	11,748	1,129	899	67	336	270	25.2	1.37	0.87	1.33	0.79
	2	3,968	3,948	1,436	15,703	15,575	6,509	5,457	4,939	14,005	12,590	1,265	1,082	66	408	251	31.9	1.38	0.89	1.35	0.81
	3	4,351	4,323	1,606	16,674	16,606	6,884	5,461	4,752	14,520	12,981	2,013	1,632	106	694	368	46.3	1.26	0.87	1.37	0.82
	4	5,350	5,259	2,311	17,351	17,217	7,534	5,100	4,572	13,195	12,041	1,865	1,628	105	637	338	34.9	0.95	0.76	1.34	0.82
	5	3,774	3,738	1,468	16,654	16,516	7,366	4,809	4,377	12,377	11,337	1,352	1,170	83	403	344	35.8	1.27	0.74	1.34	0.84
	6	3,328	3,287	1,271	15,938	15,832	7,176	4,996	4,511	12,598	11,584	1,267	1,074	88	416	304	38.1	1.50	0.79	1.51	0.85
	7	3,850	3,458	1,562	15,731	15,282	7,032	4,956	4,485	12,790	11,764	1,316	1,144	86	447	283	34.2	1.29	0.81	1.24	0.86
	8	3,177	3,072	1,212	14,967	14,554	6,632	4,320	3,889	12,188	11,196	1,086	943	85	363	258	34.2	1.36	0.81	1.34	0.85
	9	3,874	3,779	1,468	14,927	14,730	6,488	5,122	4,218	12,673	11,208	1,290	1,110	78	427	260	33.3	1.32	0.85	1.37	0.85
増減比 (%)	前 月	21.9	23.0	21.1	▲ 0.3	1.2	▲ 2.2	18.6	8.5	4.0	0.1	18.8	17.7	▲ 8.2	17.6	0.8	▲ 0.9 (ポイント)	▲ 0.04 (ポイント)	0.04 (ポイント)	0.03 (ポイント)	0.00 (ポイント)
	前年同月	▲ 3.8	▲ 4.0	▲ 0.8	▲ 11.8	▲ 11.5	▲ 10.8	6.4	6.7	0.3	0.3	▲ 3.4	▲ 4.8	▲ 38.6	6.2	▲ 9.4	0.1 (ポイント)	0.12 (ポイント)	0.10 (ポイント)	0.17 (ポイント)	0.10 (ポイント)
安 定 所 別	高 知	2,521	2,506	892	9,596	9,552	3,947	3,581	2,834	8,866	7,670	784	670	54	241	174	31.1	1.42	0.92	※	※
	須 崎	315	260	164	1,212	1,145	650	411	384	1,139	1,093	100	85	2	46	20	31.7	1.30	0.94	※	※
	四 万 十	421	406	179	1,538	1,500	716	457	437	1,115	1,046	154	140	11	45	28	36.6	1.09	0.72	※	※
	安 芸	162	161	77	797	788	418	252	204	633	564	84	74	4	35	8	51.9	1.56	0.79	※	※
	い の	455	446	156	1,784	1,745	757	421	359	920	835	168	141	7	60	30	36.9	0.93	0.52	※	※

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。なお、求人倍率 (季節調整値) の平成25年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

産業別・規模別新規求人状況

産 業		総			数	
		26年9月	25年9月	前年同月比(%)	パートタイム	
					26年9月	25年9月
A, B	農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)	142	128	10.9	43	45
C	鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)	3	0	0.0	0	0
D	建 設 業 (06~08)	393	416	▲ 5.5	14	7
	06 総 合 工 事 業	262	300	▲ 12.7	8	0
E	製 造 業 (09~32)	359	356	0.8	73	105
	09 食 料 品 製 造 業	120	136	▲ 11.8	41	80
	10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	1	5	▲ 80.0	0	0
	11 織 維 工 業	17	13	30.8	2	0
	12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	19	19	0.0	1	0
	13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1	4	▲ 75.0	1	0
	14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	13	20	▲ 35.0	5	5
	15 印 刷 ・ 同 関 連 業	6	13	▲ 53.8	0	2
	16 化 学 工 業	12	6	100.0	1	0
	17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	1	0		0	0
	18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	19	11	72.7	9	4
	19 ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0		0	0
	21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	13	20	▲ 35.0	1	2
	22 鉄 鋼 業	4	6	▲ 33.3	0	0
	23 非 鉄 金 属 製 造 業	0	0		0	0
	24 金 属 製 品 製 造 業	21	15	40.0	5	0
	25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	30	20	50.0	0	0
	26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	14	29	▲ 51.7	0	2
	27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	14	1	1300.0	0	0
	28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	4	18	▲ 77.8	4	10
	29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	3	8	▲ 62.5	0	0
	30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	0	0		0	0
	31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	43	8	437.5	3	0
	20, 32 そ の 他 の 製 造 業	4	4	0.0	0	0
F	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)	0	2	▲ 100.0	0	0
G	情 報 通 信 業 (37~41)	32	30	6.7	9	8
	39 情 報 サ ー ビ ス 業	18	22	▲ 18.2	5	4
H	運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)	121	152	▲ 20.4	26	59
I	卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)	1,338	1,355	▲ 1.3	969	981
	50~55 卸 売 業	169	144	17.4	53	56
	56~61 小 売 業	1,169	1,211	▲ 3.5	916	925
J	金 融 業 , 保 険 業 (62~67)	90	67	34.3	10	15
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)	46	55	▲ 16.4	21	23
L	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)	88	99	▲ 11.1	13	19
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)	473	417	13.4	304	277
	75 宿 泊 業	138	125	10.4	87	71
	76 飲 食 店	309	253	22.1	202	175
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)	196	120	63.3	56	40
O	教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)	68	54	25.9	33	21
P	医 療 , 福 祉 (83~85)	1,197	1,063	12.6	338	336
	83 医 療 業	481	470	2.3	104	105
	85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	716	585	22.4	234	231
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)	74	113	▲ 34.5	9	19
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の) (88~96)	356	249	43.0	86	70
S, T	公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)	146	139	5.0	31	22
合 計		5,122	4,815	6.4	2,035	2,047
事業所規模別	29人以下	3,523	3,247	8.5	1,569	1,533
	30~99人	1,069	1,041	2.7	346	322
	100~299人	370	386	▲ 4.1	92	160
	300~499人	50	43	16.3	17	26
	500~999人	47	47	0.0	10	3
	1,000人以上	63	51	23.5	1	3

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

26年9月

	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.76	11,208	14,730	6,518	8,196	1,110	471	639
管理的職業	2.52	58	23	21	2	3	3	0
専門的・技術的職業	1.41	2,297	1,624	517	1,107	178	45	133
建築・土木技術者等	3.58	415	116	107	9	8	8	0
医師、薬剤師等	3.81	141	37	3	34	1		1
保健師、助産師、看護師	1.74	823	473	21	452	68	3	65
社会福祉の専門的職業	1.22	409	334	68	266	40	11	29
事務的職業	0.23	819	3,618	634	2,982	185	21	164
一般事務員	0.16	533	3,329	512	2,815	147	10	137
会計事務員	0.46	70	151	47	104	14	2	12
販売の職業	1.92	2,302	1,202	551	650	99	53	46
サービスの職業	1.34	2,878	2,140	638	1,496	262	76	186
介護サービスの職業	1.33	1,180	888	252	633	96	32	64
保健医療サービス	1.35	193	143	26	117	36	1	35
生活衛生サービス	1.67	194	116	16	100	8	2	6
飲食物調理の職業	1.15	560	488	175	312	67	21	46
接客・給仕の職業	1.58	622	394	127	266	27	11	16
保安の職業	3.36	249	74	71	3	16	14	2
農林漁業の職業	1.01	195	193	145	46	29	27	2
生産工程の職業	0.94	833	889	653	236	121	74	47
金属材料製造等	1.18	159	135	133	2	19	16	3
製品製造・加工処理	1.19	457	384	211	173	71	33	38
機械組立の職業	0.36	59	165	133	32	10	9	1
機械整備・修理の職業	1.21	85	70	70	0	9	9	0
生産関連・生産類似	0.44	47	107	83	24	6	4	2
輸送・機械運転の職業	0.83	320	384	379	4	50	50	0
定置・建設機械運転	1.02	52	51	51	0	12	12	0
建設・採掘の職業	1.03	524	510	508	2	48	48	0
建設躯体工事の職業	1.71	58	34	34	0	3	3	0
建設の職業	1.13	81	72	71	1	9	9	0
電気工事の職業	0.99	96	97	97	0	5	5	0
土木の職業	0.94	289	306	305	1	31	31	0
運搬・清掃等の職業	0.19	733	3,791	2,221	1,567	119	60	59
運搬の職業	0.50	233	466	413	53	39	29	10
清掃の職業	0.56	274	486	221	265	38	9	29
その他の運搬等の職業	0.07	198	2,825	1,583	1,239	37	21	16
分類不能の職業	0.00	0	282	180	101	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

年度・月	項目	正社員	正社員	正社員	正社員	常用	正社員	正社員
		新規求人数	有効求人数	就職件数	充足数	フルタイム 有効求職者数	有効求人 倍率	充足率
平成23年度		17,976	46,773	5,767	5,646	162,685	0.29	31.4
24		18,635	49,530	5,877	5,752	163,170	0.30	30.9
25		20,879	55,966	5,903	5,801	148,745	0.38	27.8
平成25年9月		1,554	4,607	482	448	12,321	0.37	28.8
10		1,992	4,794	499	485	12,271	0.39	24.3
11		1,671	4,729	393	392	11,448	0.41	23.5
12		1,464	4,678	423	411	10,597	0.44	28.1
平成26年1月		2,244	5,045	427	421	11,034	0.46	18.8
2		1,903	5,229	505	517	11,591	0.45	27.2
3		1,627	5,130	590	576	12,362	0.41	35.4
4		1,895	4,900	571	563	12,724	0.39	29.7
5		1,894	4,790	497	490	12,067	0.40	25.9
6		1,612	4,758	487	476	11,509	0.41	29.5
7		2,049	4,941	505	491	11,257	0.44	24.0
8		1,552	4,647	437	419	10,653	0.44	27.0
9		1,841	4,896	504	499	10,722	0.46	27.1
増減比(%)	前月	18.6	5.4	15.3	19.1	0.6	0.02 (ポイント)	0.1 (ポイント)
	前年比	18.5	6.3	4.6	11.4	▲ 13.0	0.09 (ポイント)	▲ 1.7 (ポイント)
安定所別	高知	1,241	3,469	344	379	6,941	0.50	30.5
	須崎	187	470	29	23	809	0.58	12.3
	四万十	177	402	48	44	1,128	0.36	24.9
	安芸	67	198	25	20	576	0.34	29.9
	いの	169	357	58	33	1,268	0.28	19.5

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

パートタイムの状況

年度・月	項目	新規求職 申込件数	新規求人数	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人数 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)
	平成23年度		12,150	22,160	48,819	53,797	5,193
	24	12,141	23,038	51,696	57,636	5,242	1.11
	25	11,893	25,141	50,820	63,634	5,008	1.25
平成25年	9月	1,060	2,047	4,338	5,221	410	1.20
	10	939	2,235	4,304	5,487	445	1.27
	11	820	1,978	4,068	5,111	368	1.26
	12	663	1,714	3,728	4,994	375	1.34
平成26年	1月	1,106	2,437	3,944	5,170	346	1.31
	2	914	2,268	4,000	5,576	328	1.39
	3	1,079	2,167	4,262	5,942	536	1.39
	4	1,441	2,109	4,512	5,510	565	1.22
	5	996	1,910	4,468	5,152	411	1.15
	6	829	2,380	4,341	5,435	400	1.25
	7	807	1,845	4,036	5,360	388	1.33
	8	813	1,767	3,912	5,080	300	1.30
	9	1,013	2,035	4,022	5,010	383	1.25
増減比 (%)	前月	24.6	15.2	2.8	▲ 1.4	27.7	▲ 0.05 (ポイント)
	前年比	▲ 4.4	▲ 0.6	▲ 7.3	▲ 4.0	▲ 6.6	0.05 (ポイント)
安定所別	高知	664	1,552	2,624	3,647	210	1.39
	須崎	82	136	336	406	34	1.21
	四万十	105	148	372	414	53	1.11
	安芸	46	65	212	224	32	1.06
	いの	116	134	478	319	54	0.67

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度・月	適 用 事業所 数	被 保 険 者 数 (A)	資 格 取 得 者 数	資 格 喪 失 者 数	う ち 事 業 主 都 合 離 職 数	一 般			高 齢 受 給 者 数	特 例 受 給 者 数	基 本 受 給 率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受 給 者 実 人 員	
						受 資 格 決 定 数	基 本						
							初 回 受 給 者	受 給 者 実 人 員 (B)					
平成21年度	13,299	180,553	38,844	36,094	5,218	13,935	12,747	5,407	71	106	2.9	164	
22	13,537	184,920	42,416	38,315	4,054	12,556	10,996	4,318	65	86	2.3	170	
23	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
24	13,615	187,596	40,900	40,764	3,905	12,883	11,224	4,333	85	80	2.3	155	
25	13,630	188,660	41,094	39,467	3,321	11,840	10,203	3,912	97	77	2.0	154	
平成25年9月	13,567	188,478	2,965	2,469	213	857	681	4,050	85	145	2.1	156	
10	13,584	188,859	3,572	3,196	447	1,049	881	3,884	96	74	2.0	159	
11	13,597	189,496	2,941	2,128	120	686	754	3,655	56	33	1.9	153	
12	13,623	190,244	2,828	2,081	200	640	661	3,658	59	49	1.9	153	
平成26年1月	13,625	189,351	2,444	3,338	260	975	697	3,585	84	72	1.9	155	
2	13,644	189,446	2,590	2,497	175	737	676	3,237	76	78	1.7	154	
3	13,672	188,417	2,761	3,795	224	797	638	3,179	84	8	1.7	154	
4	13,701	187,960	7,383	7,785	528	1,964	1,036	3,349	286	20	1.8	157	
5	13,706	190,356	5,428	2,997	400	968	1,194	3,781	167	60	1.9	149	
6	13,719	190,910	2,861	2,356	188	738	653	3,727	94	18	1.9	149	
7	13,738	190,426	2,953	3,423	205	826	842	3,804	104	54	2.0	150	
8	13,730	189,912	2,409	2,878	155	792	721	3,589	69	107	1.9	157	
9	13,618	190,212	3,129	2,816	157	826 (1)	628 (2)	3,481 (4)	85 (1)	90	1.8	152	
増減比 %	前 月	▲ 0.8	0.2	29.9	▲ 2.2	1.3	4.3	▲ 12.9	▲ 3.0	23.2	▲ 15.9	▲ 0.1	▲ 3.2
	前年同月	0.4	0.9	5.5	14.1	▲ 26.3	▲ 3.6	▲ 7.8	▲ 14.0	0.0	▲ 37.9	▲ 0.3	▲ 2.6
安 定 所 別	高 知	8,607	137,934	2,206	2,003	106	559	403	2,129	53	17	1.5	111
	須 崎	1,464	15,461	222	222	8	75	60	343	9	21	2.2	0
	四 万 十	1,633	15,836	300	244	15	91	84	427	7	25	2.6	1
	安 芸	862	8,073	205	175	17	37	31	256	5	7	3.1	0
	い の	1,052	12,908	196	172	11	63	48	322	10	20	2.4	40

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能のため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

障害者雇用合同面接会を開催

障害者の雇用については、障害者の法定雇用率が25年4月1日より2.0%に引き上げられ、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員56人以上から50人以上に拡大され、平成25年6月1日現在における高知県の障害者雇用率が1.94%と全国平均の1.76%、法定雇用率の2.0%を下回るものの、雇用者数は徐々に増加し改善が図られています。

高知県の有効求人倍率が26年7月には過去最高の0.86倍となり、雇用情勢は改善の動きがみられますが、一人でも多くの障害者の方々が就職の機会を得られるようハローワーク主催による『障害者雇用合同面接会』を平成26年9月25日（木）、高知市文化プラザかるぼーとにおいて、参加企業40事業所、参加者121名により開催しました。

丸岡高知公共職業安定所長より、「本日の面接会において、ひとりでも多くの障害者の方々の雇用の場が確保されることを期待しています」と挨拶があり、その後305件の面接が行われました。



(面接会のようす)

障害者雇用優良事業所等表彰式

毎年9月は「障害者雇用支援月間」であり、障害者の職業的自立の増進を図るとともに、より一層の障害者雇用の促進と職場定着を図るため、関係機関と協力して障害者雇用についての関心と一層の理解を深めていただくための取組が行われています。

その一環として、障害者を積極的に多数雇用された事業所、永年にわたり障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献された団体又は個人、模範的職業人として長期勤続されている優秀勤労障害者に対して、『障害者雇用優良事業所等表彰式』が、平成26年9月22日（月）に高知県庁正庁ホールで行われました。



(表彰を受けられた方々)

《障害者雇用優良事業所表彰》

【高年齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰】

- ・中澤氏家薬業 株式会社
- ・株式会社 ウィル
- ・株式会社 サンシャインチェーン本部
- ・新高知基準寝具 株式会社

【知事表彰】

- ・株式会社 末広
- ・株式会社 小谷穀粉

11月

は「労働保険適用促進強化期間」です！ 「雇ったら入るのが、経営者の資格。」

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇用している事業主は労働保険に必ず加入しなければなりません。

◆ 労災保険とは

労働者が、業務中や通勤途上に事故にあった場合等に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

◆ 雇用保険とは

労働者が失業した場合に、失業手当を給付したり、再就職を促進する事業を行うための保険制度です。



* 労働保険に加入しなければならないのは？

- ◆ 労災保険は 原則として、全ての労働者が対象となります。
- ◆ 雇用保険は 原則として、

}	所定労働時間が1週間に20時間以上で
	かつ 雇用期間が31日以上

の労働者が対象となります。

(注)①家族従業員等、加入できない場合があります。

②雇用保険の加入には、保険料の納付とは別に、その都度ハローワークへ「雇用保険被保険者資格取得届」を提出する必要があります。

③労災保険、雇用保険ともに「農林水産の事業」については任意加入になる場合があります。

* 詳しくは、高知労働局労働保険徴収室(088-885-6026) 又は お近くの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

高知県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も

◎地域別最低賃金

高知労働局

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	摘要
高知県最低賃金	677	平成26年 10月26日	高知県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 下記の特定(産業別)最低賃金から適用を除外された者も、 この最低賃金が適用されます。

◎特定(産業別)最低賃金

産業名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	摘要
電子部品・デバイス・ 電子回路、電子応用 装置、映像・音響機械 器具製造業	745	平成25年 12月30日	適用除外 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に従事する者 ④ 手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そう入の業務に従事する者。ただし、部品そう入については、基幹的業務となっているものを除く。
一般貨物自動車運送業 (車両総重量8トン以上又は 最大積載量5トン以上の貨物 自動車の運転業務従事者)	910	平成19年 6月2日	適用除外 ① 21歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者 ③ 集荷場、貨物ターミナル等貨物の集散する場所の間を運送する貨物を集荷し又は当該場所の間を運送した貨物を配達する業務に従事する者 ④ 生コンクリート又は土砂等(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第1項の土砂等をいう。)を運搬する業務に従事する者
道路貨物運送業 (車両総重量8トン以上又は 最大積載量5トン以上の貨物 自動車の運転業務従事者)	720	平成19年 6月2日	適用除外 ① 65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは

高知労働局賃金室(TEL:088-885-6024) または、最寄りの労働基準監督署へご照会ください。
高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

中小事業主、運送業・建設業の一人親方、海外派遣者など
労災保険に特別加入している皆さま、これから特別加入をお考えの皆さまへ

10月1日から労災保険の「特別加入」の 加入・脱退などの手続き期間が広がりました！

労災保険の「特別加入」に新規で加入する場合、労働局長の加入承認日はこれまで「申請の日の翌日から**14日以内**で申請者が加入を希望する日」でしたが、平成26年10月1日からは「申請の日の翌日から**30日以内**で申請者が加入を希望する日」に変わります。

(業務内容などの変更・脱退についても同様。詳細は下表をご覧ください)

また、給付基礎日額変更の事前申請も、3月18日から3月31日までの14日間で手続きが可能でしたが、これからは、3月2日から3月31日までの30日間で手続きができるようになります。

これによって、以前に比べ、余裕を持って労災保険の特別加入の手続きをすることができます。

各種手続きの例		手続可能期間	
1	平成26年11月1日から加入したい場合	これまで	平成26年10月18日から10月31日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 2日から10月31日まで (30日間)
2	平成26年11月1日から業務内容などを変更したい場合	これまで	平成26年10月18日から10月31日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 2日から10月31日まで (30日間)
3	平成27年度から給付基礎日額を変更したい場合	これまで	平成27年 3月18日から 3月31日まで (14日間)
		これから	平成27年 3月 2日から 3月31日まで (30日間)
4	平成26年11月1日で脱退したい場合	これまで	平成26年10月19日から11月 1日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 3日から11月 1日まで (30日間)

※4 脱退の場合のみ、当日の手続きも可能

給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は、3月の事前申請をお勧めします！

- ◆給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。
- ◆給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(平成27年6月1日から7月10日まで)にも行うことができますが、平成27年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、27年度には給付基礎日額を変更することができません。

ご不明な点は都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

特別加入の給付基礎日額変更手続きについて

給付基礎日額変更申請は前年度 3/2～3/31 にご協力を！

労災保険特別加入の給付基礎日額変更の事前申請を希望する場合

平成 26 年 10 月 1 日改正により、前年度 (3/2～3/31) の 30 日間に手続

きができるようになりました。

【ご注意ください】

平成 23 年度までは、給付基礎日額の変更申請については「年度更新期間中 6/1～7/10」の申請のみでしたが、平成 24 年度及び平成 26 年 10 月 1 日改正により、下記①②のいずれかの間に変更申請することが可能となりました。

なお、①②期間以外の年度途中での給付基礎日額の変更はできませんので、ご注意ください。

① (前年度の) 3 月 2 日～3 月 31 日 の間

②年度更新期間中(その年度の 6 月 1 日～7 月 10 日)

* 原則、4 月 1 日に遡ってその年度の給付基礎日額を変更します。
ただし、申請前に災害が発生していた場合、災害発生後に給付基礎日額変更を申請しても承認されませんのでご注意ください。

* 給付基礎日額の変更については、年度途中での変更はできません。

* 翌年度の給付基礎日額について、特別加入者の日額変更等、希望の有無をご確認のうえ、変更希望がある場合には、前年度 3/2～3/31 までの変更申請にご協力をお願いします。

* なお、給付基礎日額 3,500 円または 12,000 円以上を希望の場合には源泉徴収票の写し等所得金額の確認ができる書類の添付をお願いします。

* 詳細につきましては最寄りの監督署または
労働保険徴収室へお問い合わせください。

高知労働局 労働保険徴収室

電話 088-885-6026

知っておきたい！！ パートタイム労働法 Q & A

Q

平成27年4月1日から、改正パートタイム労働法が施行されますが、パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設とはどのような内容ですか？



A

○事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

【相談に対応するための体制整備の例】

相談担当者を決めて対応させる、又は事業主が相談担当者となり対応する。

相談窓口の周知

パートタイム労働者を雇い入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」が追加されます。

【文書などによる明示事項】

＜パートタイム労働法で義務付けている項目＞

- ・昇給の有無、賞与の有無、退職手当の有無
- ・相談窓口を文書に明示すること
相談担当者の氏名、相談担当の部署、役職など



★お気軽にご相談ください★

その他、改正パートタイム労働法に関してのご質問、お問い合わせは高知労働局雇用均等室に！！

高知労働局雇用均等室

電話 088(885)6041

FAX 088(885)6042

改正 パートタイム労働法

改正 次世代育成支援対策推進法

説明会

改正パートタイム労働法が平成 26 年 4 月 23 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日より施行になります。また、次世代育成支援対策推進法においては、有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで延長され、また、新たな認定（特例認定）制度が平成 27 年 4 月 1 日施行になります。事業主の皆様におかれましては、改正事項をご理解いただき雇用管理の見直しをお願いします。皆様のご出席をお待ちしております。

1. 開催日時・会場・内容・定員・申込締切日

場所	高知市会場	四万十市会場
日時	平成26年11月27日(木) 13:30~15:35	平成26年12月9日(火) 13:15~14:45
会場	サンピアセリーズ(高知市高須砂地155)	JA高知はた(四万十市右山五月町7-40)
内容	○13:30 開会挨拶 ○13:35~14:35 説明「改正パートタイム労働法について」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課 ○14:35~14:50 説明「職務評価をやってみませんか！パート労働者の能力のより有効な発揮のために」 高知労働局雇用均等室 ○休憩 10 分間 ○15:00~15:20 説明「改正次世代育成支援対策推進法について」 高知労働局雇用均等室 ○15:20~15:35 説明「高知県次世代育成支援企業認証制度について」 高知県商工労働部雇用労働政策課 ・相談コーナーの開設(説明会終了後)	○13:15~14:00 説明「改正パートタイム労働法について」 高知労働局雇用均等室 ○14:00~14:15 説明「職務評価をやってみませんか！パート労働者の能力のより有効な発揮のために」 高知労働局雇用均等室 ○14:15~14:30 説明「改正次世代育成支援対策推進法について」 高知労働局雇用均等室 ○14:30~14:45 説明「高知県次世代育成支援企業認証制度について」 高知県商工労働部雇用労働政策課 ・相談コーナーの開設(説明会終了後)
定員	150名	30名
申込締切日	平成26年11月20日(木)	平成26年12月2日(火)

- 主催 高知労働局
- 後援 高知県
- 対象者 事業主、人事労務担当者ほか

入場無料

■FAXにて参加をお申し込みください■

FAX番号 088(885)6042

事業所名 所在地	(TEL)
担当者名	所属部課： 所属部課：
会場	<input type="checkbox"/> 高知 <input type="checkbox"/> 四万十
個別相談利用予定	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 改正パート法 <input type="checkbox"/> 改正次世代法 <input type="checkbox"/> 職務評価)

該当箇所にチェックを入れてください

【お問い合わせ先】 高知労働局雇用均等室 電話 088(885)6041 FAX 088(885)6042

用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
 なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇的パートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑤受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
 （労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。）

高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6065
地方訓練受講者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6065

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
 電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F
 ハローワークジョブセンターはりまや
 職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 キャリアアップコーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836
 U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
 高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）
 電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10
 電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3
 電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12
 電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4
 電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1
 電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226